

2004年1月30日  
(平成16年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 横尾裕夫

児童扶養手当の受給申請の受付、認定及び支払事務において、本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ結合について（答申）

2004年（平成16年）1月26日付けで諮問（第124号）された児童扶養手当の受給申請の受付、認定及び支払事務において、本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ結合について、次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例第10条第4項の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認める。
- (2) 同条例第12条第4項の規定による目的外に利用させることの必要性を認める。
- (3) 同条例第10条第5項及び第12条第5項の規定による本人に通知しないことの合理的理由があると認められる。
- (4) 同条例第17条の規定によるコンピュータ結合の必要性があると認める。

## 2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、事業の実施にあたり必要な個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人に通知しないことの合理的理由、目的外利用させる必要性及び本人に通知しないことの合理的理由並びにコンピュータ結合の必要性等は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

ア 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）の施行に伴い、平成14年8月1日から児童扶養手当の受給資格認定事務が神奈川県から委譲され、申請受付事務だけでなく、認定、支払に関する事務を市が行うこととなった。児童扶養手当とは、児童扶養手当法に基づき、父母の離婚・父の死亡等により父と生計を同じくしていない児童について、対象児童が18歳に達する日以降最初の3月まで手当を支給するものである。

イ 認定、支払に関する事務の権限委譲に合わせ、児童扶養手当法施行規則の一部を改正する省令が公布され、市において、住民票や戸籍謄（抄）本の記載内容を確認できる場合は、認定請求書等にこれらを省略することができることとなった。

(2) 本人以外のものから収集する必要性について

児童扶養手当受給者が、再婚、または、転出した場合は、受給の資格を喪失することとなり、原則は資格喪失時に届出を行うこととなっている。現在、藤沢市での児童扶養手当受給者は、2,223人（平成15年12月末現在）であるが、届出がない場合がほとんどとなっている。その結果、事実確認が遅れることによって過払いの原因となったり、資格喪失時点からの過払いされた手当の戻入等を受給者がしなければならないなど、本人から収集できないことにより、行政執行に支障が生ずることから、本人以外のものから収集する必要性がある。なお、収集する情報の範囲は、次のとおりである。

住所、氏名、生年月日、性別、世帯主との続柄、本籍地、筆頭者

(3) 目的外利用させる必要性について

児童扶養手当法施行規則の一部を改正する省令が公布され、市において住民票や戸籍謄（抄）本の記載内容を確認できる場合は、認定請求書等にこれらを省略することができることとなった。藤沢市では、児童扶養手当受給者が住民票をとる場合の証明手数料の軽減を図るために、以下の個人情報をも目的外利用させる必要性がある。なお、目的外利用させる情報の範囲は、次のとおりである。

住所、氏名、生年月日、性別、世帯主との続柄、本籍地、筆頭者

(4) 本人以外のものから収集すること及び目的外利用させることに伴う本人への通知をしないことの合理的理由について

手当の過払いを防止し、戻入措置をなくすため、また、児童扶養手当受給者が住民票をとる場合の証明手数料の軽減を図るためであり、通知しないことが本人の不利益となるものではなく、児童扶養手当受給者が多数で、通知に係る費用や事務量が過分となり、事務処理の効率性が著しく損なわれてしまうこと

から、本人に通知しないことの合理的理由がある。

(5) コンピュータ結合をする必要性について

タイムラグなく迅速に児童扶養手当受給資格を確認するため、住民基本台帳システムのオンライン端末から、住民情報の世帯主との続柄、本籍及び筆頭者記録を検索照会することにより、当該手当の認定及び支払について適正な執行を図り、過払いによる戻入を防止することが可能となるため、コンピュータ結合をする必要性がある。

(6) システムの安全対策

「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」を遵守するとともに、パスワードを設定し、担当する職員以外の者のアクセス防止などを定めた「住民記録の検索に係る個人情報等取り扱い要領」により、安全性を確保する。

### 3 審議会の判断理由

(1) 本人以外のものから収集する必要性について

事実確認が遅れることによって過払いの原因となったり、資格喪失時点からの過払いされた手当の戻入等を受給者がしなければならないなど、本人から収集できないことにより、行政執行に支障が生ずることから、本人以外のものから収集する必要性があると認められる。

(2) 目的外利用させる必要性について

児童扶養手当法施行規則の一部を改正する省令に基づき、児童扶養手当受給者が住民票を添付する負担を軽減することができることから、目的外利用させる必要性があると認められる。

(3) 本人以外のものから収集すること及び目的外利用させることに伴う本人への通知をしないことの合理的理由について

児童扶養手当受給者の負担を軽減することを目的とするものであり、通知しないことが本人の不利益となるものではなく、また、対象者が多人数のため通知に係る費用及び事務量が過分となり、事務処理の効率性が著しく損なわれてしまうことから、本人に通知しないことの合理的理由があると認められる。

(4) コンピュータ結合をする必要性について

児童扶養手当受給資格の確認を迅速に行わなければならないこと、また、オンラインで結合することにより、最新の情報に基づき事務を行うことが可能となり、当該手当の認定及び支払について適正な執行を図り、過払いによる戻入を防止することが可能となることから、コンピュータ結合の必要性は認められる。

(5) システムの安全対策

「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」を遵守するとともに、「住民

記録の検索に係る個人情報等取り扱い要領」により、安全対策上の配慮がなされていると認められる。

以 上